

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



1 工事概要

- (1) 工 事 名 0 0 4 5 9 給湯機更新工事
- (2) 工 事 場 所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 工 事 内 容 本工事は、以下の工事を行うものである。

・概要：0 0 4 5 9 建物の給湯機更新工事

- (4) 工 期 契約締結日 ～令和8年12月18日
- (5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「管 A～C級」の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (7) 情報保全にかかる履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団（浜松基地）会計隊契約班（小島（こじま））
TEL 053-472-1111（内線3770）
FAX 053-472-7735
- (2) 入札説明書等の交付
ア 令和8年7月13日 から 令和8年7月31日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
イ 交付場所
（1）に同じ
ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの
エ 交付方法
手交
なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年7月31日 午後5時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年8月19日 午後5時00分

イ 工事費内訳明細書

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

(5) 開札の場所及び日時

ア 日時 令和8年8月26日 午前10時30分

イ 場所 浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第1号に示すもの）又はその写しを提出する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（調査基準価格）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 適用する条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

3（1）に同じ

(12) 競争参加資格の級別の格付けを受けていない者の参加

2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者も3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付けを受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は入札説明書による。

工事一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設工事6-9
1 適用範囲 (1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における部隊発注工事（国有財産管理に限る。）について適用する。 (2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において施工し、全ての設計図書は相互に補完する。 (3) 工事特記仕様書及び図面に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、工事特記仕様書及び図面による。 2 一般事項 (1) 工事内容は全て本仕様書、図面、引用図書に基づき施工し、その施工に対する監督官の指示に従う。 (2) 引用図書及び各種関連法規等は、各省庁及び静岡県市町村条例等の最新のものを適用し、契約対象となるものは全て適用する。 (3) 工事特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、工事特記仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。 (4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。 (5) 設計図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。 (6) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。 3 発生材の取り扱い (1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。 (2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。 4 検査等 工事特記仕様書による。 5 基地内における規程事項 (1) 注意事項 ア 工事関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。 イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。 ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。 エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。 オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。 カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。 なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。 キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。 ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。		

- ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。
- コ 工事に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

- ア 入出門に係る申請等については、工事特記仕様書による。
- イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。
- ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

- (ア) 日本国籍を有する者
パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等
- (イ) 日本国籍を有しない者
パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書
- (ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。
- エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。
 - (ア) 基地内の秩序を乱した場合
 - (イ) 監督官の指示に従わない場合
 - (ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合
 - (エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合
 - (オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合
 - (カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

工事関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

7 提出書類

工事特記仕様書による。

工事特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和8年6月16日
	仕様書番号	施設工8-6

- 1 件名
00459給湯機更新工事
- 2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、00459給湯機更新工事について適用する。
なお、本工事に必要な一般事項は、工事一般仕様書による。
- 3 工事場所
航空自衛隊浜松基地・・・図番1/3
- 4 工事期間
契約締結日～令和8年12月18日
- 5 工事概要
本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事であり、00459建物（建設年度平成26年度）の給湯器更新工事を行う。
 - (1) 電気設備工事・・・・・・・・一式
 - (2) 機械設備工事・・・・・・・・一式
- 6 工事内容
 - (1) 電気設備工事
屋外ヒートポンプユニットに既設電源配線を再利用し接続する。
 - (2) 機械設備工事
 ア 撤去工事
 (ア) 給湯機を撤去する場合は、既設物など周囲を損傷しないように撤去する。
 (イ) 機器搬出入の際は、周辺施設等に損傷を与えないように搬出入をする。
 イ 配管工事
 (ア) ヒートポンプユニット及び配管類についてはメーカー製品又は同等品以上とし、新品とする。
 (イ) 既設の給水管及び継手類を撤去し、接続を行う。
 (ウ) 既設のドレン管を再利用し、接続を行う。
 (エ) 配管撤去及び改修については、図番3/3に示すとおり。
 ウ 保温工事
 屋外露出部の配管及び継手は、保温効果のある製品の使用及びステンレス製保温外装で保護する。
- 7 数量及び仕様
別表のとおり。

8 検査等

(1) 工事等完成前使用確認

工事目的物の全部または一部の完成前において、これを使用させる場合の一時使用については、主任監督官（幹部）による部分使用確認を受け、一時使用の可否についての判定を行う。

なお、完成検査前の一時使用期間に、発注者側の過失による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(2) 完成検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

(ア) 工事特記仕様書及び図面に示す工事の全てが完了していること。

(イ) 工事特記仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ウ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

9 その他

(1) 本工事に使用する材料は、本仕様書及び図面に記載された J I S 規格品又は同等品以上の新品とし、事前に使用する材料が記載されているカタログ等証明となる資料を監督官に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 仮設材及び材料等の置き場は、監督官が指示する場所とし、保安用品等で安全対策をする。

(3) 施工従事者は、その施工に必要な資格保有者とし、免状の写しを監督官に提出するものとする。

(4) 工事受注者は、毎月末までに「現場閉所実績報告書」を作成し、翌月 10 日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに提出するものとする。

(5) 施工完了後、機器の作動状況を確認し、試運転時に不具合等が発生した場合は、その原因を追究するとともに、監督官と今後の対応を協議するものとする。

10 提出書類等

- (1) 契約相手方は、監督官の指示により、下表の適用に示す●印の書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

No	適用	書類等名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	契約後 14日以内	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7	●	施工計画書（納入仕様書等を含む。）		1	任意
8	●	施工体制台帳		1	
9	※	打合せ書	その都度	1	定型
10	●	発生材報告及び発生材調書		1	
11		産業廃棄物管理票（A、B 2、D及びE票）の写し	速やかに	1	任意
12	●	工事写真	完成後14日以内	1	
13	●	使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	
14	●	試験等結果報告書等		1	
15	●	引渡書	完成後	1	定型
16	●	完成（完了）通知書		1	
17	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
18		仮設物設置許可申請書	必要時	1	
19		火気使用申請書		1	
20		給水等使用申請書		1	

注記 1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記 2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

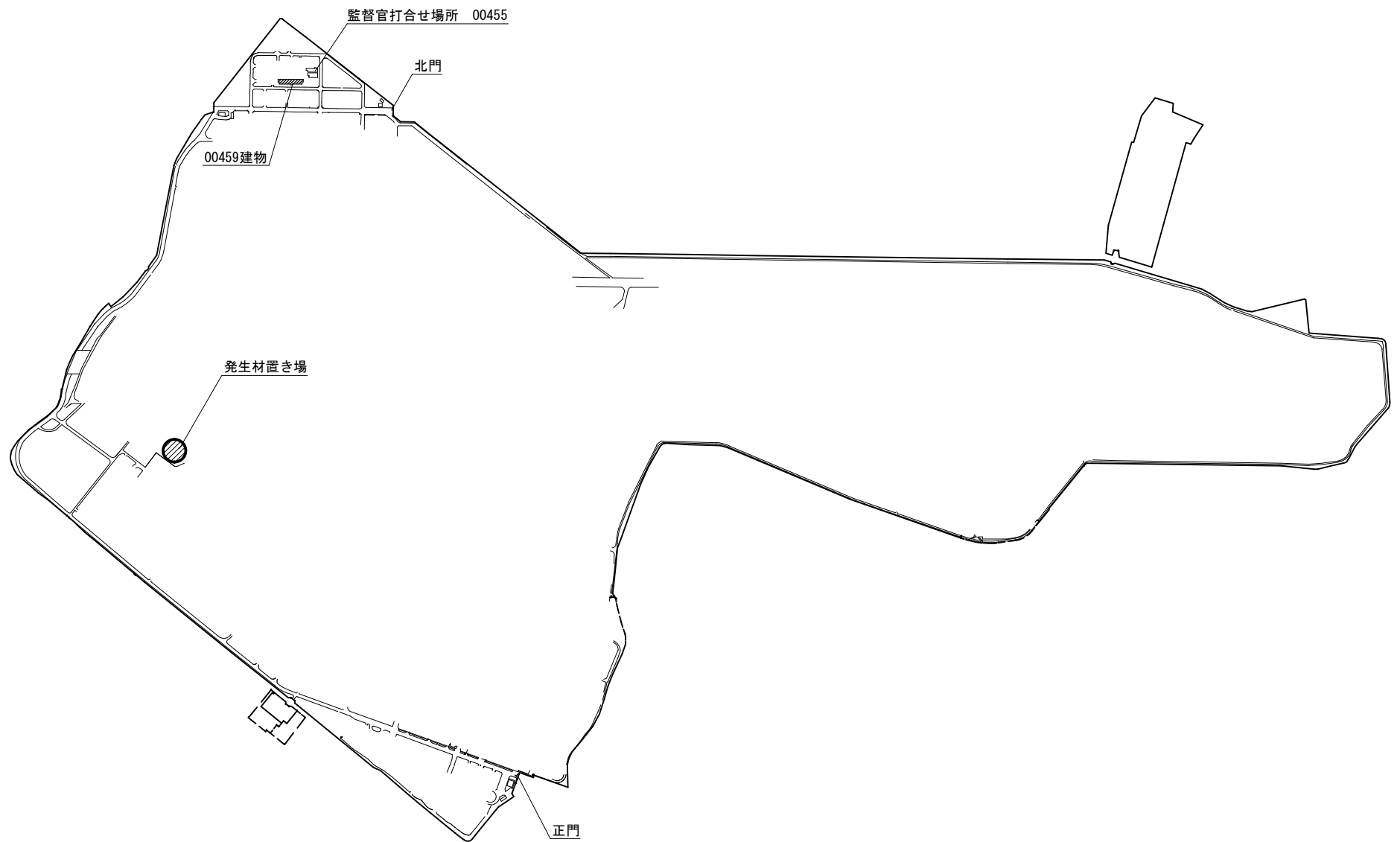
注記 3 完成検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記 4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

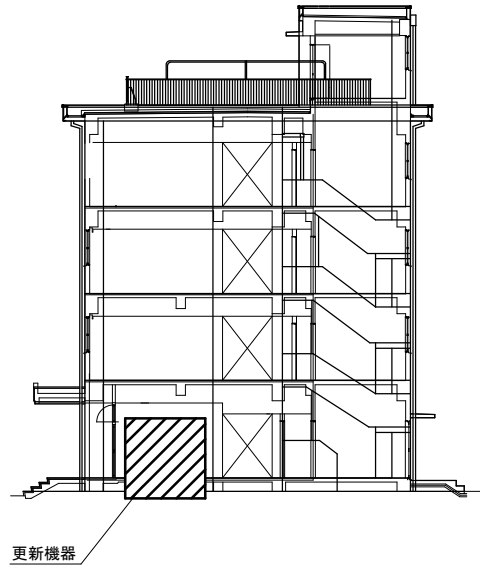
(2) その他の提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	現場閉所実績報告書	その都度	1	任意
2	試運転報告書	完成後	1	

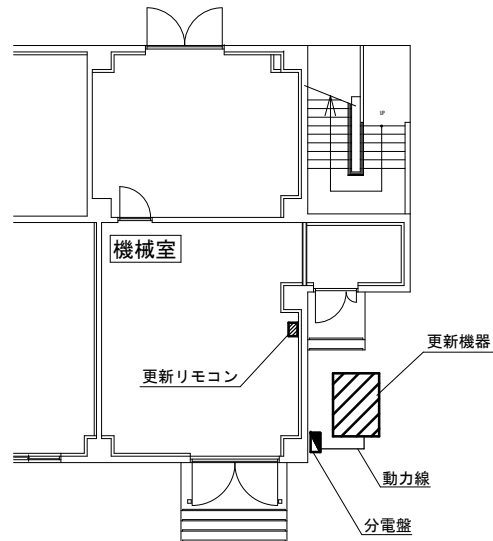
数量表					
工事種別	工種	名 称	摘 要	数量	単位
工設電 事備気	設動 備力	電気配線取外し復旧	材工共	1	式
機械設備 工事	撤去	給水管・継手撤去	材工共 30Su 一般配管用ステンレス鋼鋼管	0.63	m
		ドレン管撤去	撤去後再利用する	0.3	m
		フランジ式フレキ管 継手撤去	材工共 32A（ステンレス製）500mm	2	個
		WHP-1 ヒートポンプユニット	機 種：昭和業務用エコキュート ヒートポンプユニット SJHP-30 ×1基 付属品：防振架台 SBK-30J ×1個 リモコン SRC-Q1 ×1個	1	式
		配管保温撤去	材工共 グラスウール・ステンレス鋼板	1.91	m
	搬機 出器	ヒートポンプユニット	H1, 690×W1, 350×D720mm 質量 365kg	1	基
	搬機 入器		H1, 690×W1, 350×D720mm 質量 365kg（更新機器参考）	1	基
	配管	給水管・継手接続	材工共（30Su 一般配管用ステンレス 鋼鋼管）	0.63	m
		ドレン管接続	材料は再利用する	0.3	m
		フランジ式フレキ管 継手接続	材工共（パッキン等含む） 32A（ステンレス製）500mm	2	個
	空気調 和設備	WHP-1 ヒートポンプユニット	機 種：既設機器メーカー製品 又は同等品以上 付属品：防振架台 ×1個 リモコン ×1個	1	式
		気密試験	材工共	1	式
		試運転調整	材工共	1	式
	保温	配管保温	材工共 グラスウール・ステンレス鋼板	1.91	m



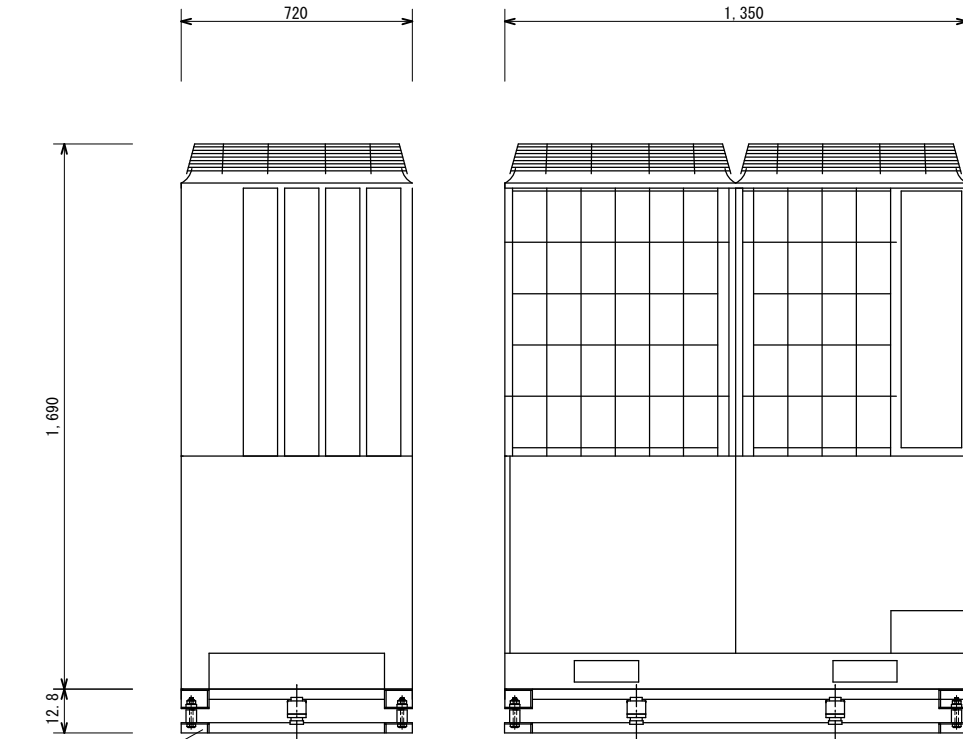
関係者以外複製禁止				
令和8年6月16日	尺度	件名	00459給湯機更新工事	図番
	N/S			1/3
第1航空団基地業務群施設隊		図面	施工場所案内図	



00459建物東側立面図



00459建物機械室平面図



ヒートポンプユニット側面図

ヒートポンプユニット正面図

既設及び更新ヒートポンプユニット仕様表

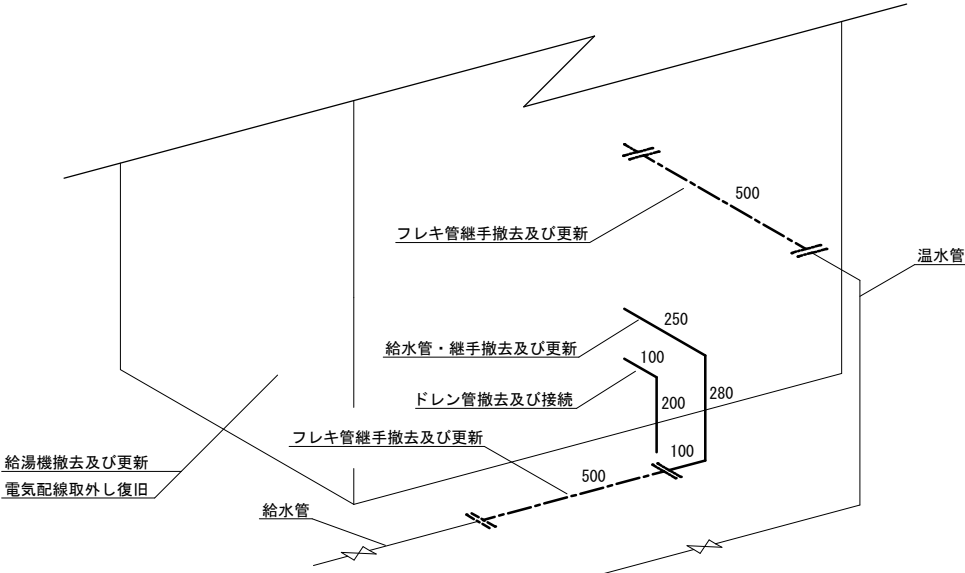
項目	形式	SJHP-30 (既設機器)
		SJHP-301 (更新機器参照)
電源		3相 200V 50-60Hz
中間期標準貯湯加熱性能	能力	30 KW
	水量	8.79 L/min
	消費電力	6.98 KW
外形寸法		H1,690×W1,350×D720 mm
製品重量		365 kg
圧縮機	形式・出力	全密閉インバータ圧縮機×1 6.4 kw
冷媒	種類・封入量	R744 (CO2) 8.5 kg
法定冷凍トン		2.9 t

既設及び更新防振架台仕様表

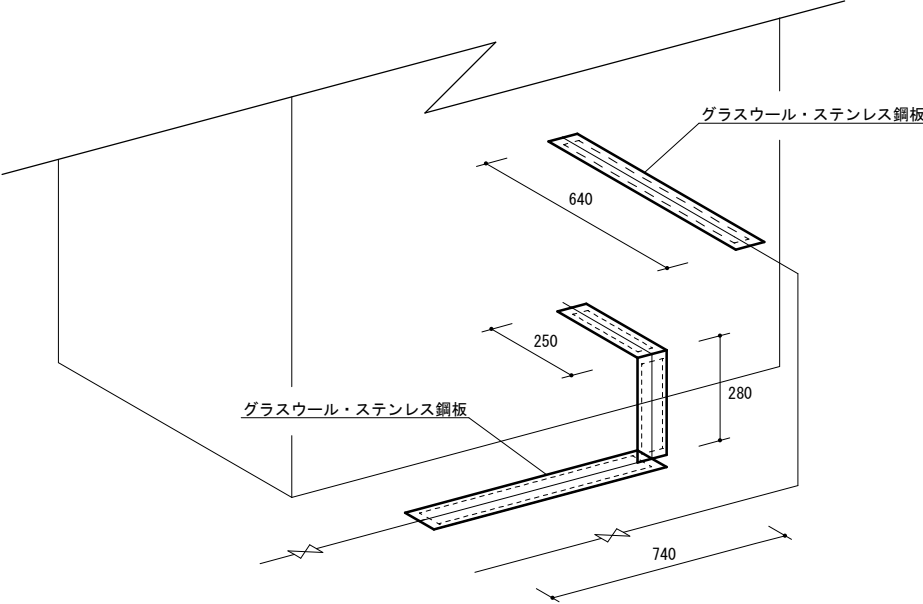
型式	SBK-30J (既設及び更新型式参照)
上部架台質量	14 kg
下部架台質量	12 kg
総質量	29 kg
吸振体	TS-117×6
ばね定数	60.66 N/mm (6.19kg/mm)
防錆処置	標準・塩害仕様：溶融亜鉛メッキ、ナットSUS
耐震性能	水平 2.0 G / 垂直 1.0G
付属品	機器取付ボルト M10×L30 (亜鉛めっき) 4組

関係者以外複製禁止

令和8年6月16日	尺度 N/S	件名	00459給湯器更新工事	図番
		第1航空団基地業務群施設隊	給湯機更新機器図	2/3



既設給湯機撤去及び改修図



配管保温撤去及び改修図

凡例

	配管保温撤去及び補修箇所
---	--------------

撤 去 内 容		
名 称	摘 要	数 量
電気配線取外し復旧	材工共	1式
給水管・継手撤去	30Su 一般配管用ステンレス鋼鋼管 0.25m+0.28m+0.1m=0.63m	0.63m
	32A フランジ式フレキ管継手 500mm	2個
ドレン管撤去	20A 0.1m+0.2m=0.3m	0.3m
給湯機撤去	昭和業務用エコキュート ヒートポンプユニット SJHP-30×1基 防振架台 SBK-30J×1個 リモコン SRC-Q1×1個	1式
配管保温撤去	グラスウール・ステンレス鋼板 0.64m+0.25m+0.28m+0.74m	1.91m
機器搬出	H1,690×W1,350×D720mm 質量 365 kg	1基

改 修 内 容		
名 称	摘 要	数 量
給水管・継手接続	30Su 一般配管用ステンレス鋼鋼管 250+280+100=630mm	0.63m
	32A フランジ式フレキ管継手 500mm	2個
ドレン管接続	20A 0.1m+0.2m=0.3m	0.3m
給湯機据付	既設機器メーカー製品又は同等品以上 ヒートポンプユニット×1基 防振架台×1個 リモコン×1個	1式
配管保温補修	グラスウール・ステンレス鋼板 0.64m+0.25m+0.28m+0.74m	1.91m
機器搬入	H1,690×W1,350×D720mm 質量 365 kg (更新機器参照)	1基
試運転調整		1式

※電気配線及びドレン管は、再利用する。

関係者以外複製禁止				
令和8年6月16日	尺度 N/S	件名	00243空調機更新工事	図番
		第1航空団基地業務群施設隊	給湯機既設図・改修図	3/3

市場価格調査書

工 事 件 名 : 00459給湯機更新工事

工事費内訳

名 称	規格等	数量	単位	単価	金額	備考
1 直接仮設		1.0	式			内訳
2 動力設備工事		1.0	式			内訳
3 撤去工事		1.0	式			内訳
4 配管工事		1.0	式			内訳
5 空気調和設備工事		1.0	式			内訳
6 保温工事		1.0	式			内訳
7 機器搬出入		1.0	式			内訳
	以下余白					
直接工事費(1～7)						①
共 通 仮 設 費						②
純 工 事 費 (① + ②)						③
現 場 管 理 費						④
工 事 原 価 (③ + ④)						⑤
一 般 管 理 費 等 (法定福利費を除く)						⑥
法定福利費						⑦
工 事 価 格 (⑤ + ⑥ + ⑦)						

住 所

会 社 名

代表者氏名